

令和3年度 第5回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年8月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 令和3年度第5回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 19名 定員 19名  
欠席 0名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	議事参与の制限
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		星野郁子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

## 令和3年度

## 第5回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和3年8月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分  報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  11 番 葦澤 芳子 委員  12 番 大家 市衛 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他  閉会宣言 14 時 20 分

# 令和3年度 第5回魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年度第5回魚沼市農業委員会総会は、令和3年8月25日魚沼市役所本庁舎3階302、303会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出はありませんでした。出席者数19名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第5回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時30分）

上村会長  
（挨拶）

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会では、農地パトロールを個々に実施しましたが、8月20日に部会委員全員でも農地パトロールを実施しました。以上です。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会としては、先月に引き続きまして農地パトロールを実施しました。以上です。

第3地区部会会長（中澤正規委員）

第3部会は、8月6日に重点地区の農地パトロールを実施いたしました。他はありません。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会は、8月に地域を分けて農地パトロールを実施しました。また、8月19日に私と両浅井委員、市長、農政課、事務局と耕作困難地域の視察を行いました。以上です。

広報部会会長（星美喜雄委員）

皆さんに原稿をお願いいたしまして、ご協力ありがとうございました。本日総会等終了後、広報部会を開きたいと思っておりますので、出席をお願いいたします。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、会務報告並びに部会報告が終わりました。皆様方から何かございましたらご発言をお願いいたします。

議 長（上村会長）

8月につきましては、各地区農地パトロールで、数回にわたり、それぞれ巡回していただきまして大変ありがとうございました。また、この耕作困難地の視察で、将来的には耕作放棄地になりかねないというような現状、これを市長を交えて視察、現況調査をしていただきました。大変広範囲にわたり、また長時間にわたり本当にありがとうございました。こういったことをきっかけに、行政トップからも現状を把握してもらうということが非常に大事なことですし、その後の対応策等を協力して検討していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

その他、特になければ次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名させていただきます。議席番号11番葦澤芳子委員及び議席番号12番大家市衛委員の兩名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は4件、5筆、2,873.00㎡の届出がありました。解約の理由につきましては、第三者と貸借するため、第三者に贈与するためとなっています。また、耕作不便のためとの理由がありました。詳細については、事前配付のとおりとなっています。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事務局の説明のとおり事前配付のため、目を通していただけたかと思えます。ご意見・ご質問のある方は、ご発言をお願いいたします。  
（特になし）

特になさうですので、報告第1号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の5ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は13件受付し、受理通知を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等への貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。  
「なし」の声あり。

特になさうですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の7ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買2件です。

整理番号1 申請地 \*\*\*\* 田 2,228 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*

権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*円

申請の理由は、農業経営の効率化を図るためです。申請地は\*\*地区の圃場整備事業計画の予定区域内にあります。譲渡人は県外に住んでおり、高齢のため、耕作管理していくことができないことから隣接地を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有していませんが、経験年数も十分ありますので、隣接地と一体的に効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 畑 507 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*

権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外に住んでおり、耕作できないことから、耕作者を探していたところ、申請地のほど近くに耕作地がある譲受人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有していませんが、経験の年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番、2番につきまして、議案書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

中澤正規委員

整理番号1番ですが、8月20日関係者立会いと星野推進委員を伴いまして現地確認を行いました。内容については、事務局の説明のとおりであります。売買に関しては、支障ないものと思われますので、審議をお願いいたします。

大家市衛委員

整理番号2番ですが、8月21日に金井推進委員と一緒に\*\*\*\*さんのところに伺いまして、現地確認と話を伺ってまいりました。話の内容は先ほど事務局の説明のとおりです。\*\*\*\*さんは畑を少しやっております。直売所などに出しておりますので、畑が増えても、やっていけるのではないかなと思っています。

議 長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして、事務局及びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

所有権移転売買に関する整理番号1番、2番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番、2番ともに異議なしと認め、許可することといたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の9、10ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は6件です。

なお、整理番号5番、6番につきましては議事参与の制限がありますので、最初に整理番号1番から整理番号4番まで説明させていただきます。

整理番号1 申請地       \*\*\*\*\* 田 52 m<sup>2</sup>  
農地区分   第三種農地  
権利種別   所有権移転 売買  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
申請概要   一般住宅敷地の拡張  
転用目的   一般住宅敷地  
判断理由   都市計画法に規定する用途地域が定められているため  
申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は申請地に隣接する住宅に居住していますが、進入路及び敷地が狭く敷地への乗り入れと冬期の雪捨て場に苦慮しているため、申請地を取得し利用するため申請があったものです。

整理番号2 申請地       \*\*\*\*\* 畑ほか1筆 合計 390 m<sup>2</sup>  
農地区分   第一種農地  
権利種別   所有権移転 売買  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
申請概要   一般住宅平屋建1棟及びカーポート1棟



転用目的 一般住宅及びカーポート建築用敷地  
判断理由 住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は現在、市外アパートに居住しておりますが、魚沼市へ帰省するため、出身地である\*\*地内の土地を新たに取得し、住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田ほか3筆 合計 2,880 m<sup>2</sup>  
農地区分 第三種農地  
権利種別 所有権移転 売買  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 保育園1棟、遊戯場及び駐車場  
転用目的 保育園、遊戯場及び駐車場敷地  
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は現在\*\*\*\*において、保育園を運営しておりますが、この度魚沼市等の補助を受けまして、申請地を取得して保育園を開設するため申請があったものです。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 田 160 m<sup>2</sup>  
農地区分 第一種農地  
権利種別 所有権移転 売買  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 一般住宅敷地の拡張  
転用目的 一般住宅敷地  
判断理由 既存の施設の拡張のため

申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は自宅に隣接する申請地を取得して、冬期は雪捨て場に冬期以外は花壇及び家庭菜園として利用するため申請があったものです。

整理番号1番から4番までの説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

吉田富美男委員

整理雄番号1番ですが、8月9日に土地調査士さんが来られて利用計画図を確認させてもらいました。その後、\*\*\*\*さんと\*\*\*\*さんに面会して確認してきました。現地は非常に敷地が狭く、冬は直接屋根の雪が田んぼに落ちるのと、夏は車が方向転換ができないという状況であり、今回の土地売買の話がまとまりました。以上です。

佐藤新一委員

整理番号2番ですが、8月23日に現地確認してまいりました。推進委員の駒形勇二さんと内容等々確認しました。問題ないと思います。

整理番号3番ですが、8月8日、\*\*\*\*\*さんから電話がありまして、同日に現地確認を行いました。特に問題ないと思います。

井口恒一郎委員

整理番号4番ですが、譲受人の\*\*\*\*\*さんと8月21日にお会いしまして、現地確認等をさせていただきました。購入後の利用につきましては、先ほど事務局の説明のとおりでございます。

議長（上村会長）

それでは、整理番号1番から4番まで事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして、質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から4番まで異議なしと認め、許可いたします。

続いて、整理番号5番から事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

整理番号5番、6番につきましては、議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員には退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号5	申請地	*****	畑	508 m <sup>2</sup>
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建1棟		
	転用目的	一般住宅敷地		
	判断理由	街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため		

申請地は\*\*地内の農地です。現在、譲受人は両親等と同居していますが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、新たに土地を取得し、住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* \* 畑ほか3筆 合計2,441㎡  
農地区分 第三種農地  
権利種別 所有権移転 売買  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
申請概要 事務所3階建1棟、駐車場及び資材置場  
転用目的 事務所、駐車場及び資材置場敷地  
判断理由 申請地のおおむね300m以内に\*\*駅があるため  
申請地は\*\*地内の農地です。借受人は現在\*\*\*\* \*を営んでおりま  
すが、今後の事業拡大に伴い、申請地に事務所等を新築するため申請があ  
ったものです。

議 長（上村会長）

議案第2号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星美喜雄委員

整理番号5番ですが、先日現地調査を行ってきまして、譲受人は現在と同じ集落に住みたいということで購入を希望されたようです。特に支障はないと思います。

井上 昭委員

整理番号6番ですが、8月17日の朝、推進委員の八木比呂之さんと一緒に\*\*\*\* \*さん、地権者の\*\*\*\* \*さんと立ち合いの元で確認させていただきました。\*\*\*\* \*さんは大変熱心に仕事なされておりました、今後魚沼市に事務所を置けばより活発な仕事ができると社長さんも随分期待しておりましたし、支障ないものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

議案第2号整理番号5番、6番について、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、議案第2号整理番号5番、6番については申請どおり許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書11ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は2件、8筆、3,314.00㎡です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか4筆	合計2,791㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成23年7月豪雨に伴う土砂流入による耕作不能、並びに昭和年月日不詳より耕作放棄地となり農地として復元することが困難なため		
整理番号2	申請地	*****	田ほか2筆	合計523㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成年月日不詳より耕作放棄となり20年以上耕作されておらず農地として復元することが困難なため		

以上、現地の状況から変更に変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番並びに2番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の13ページをご覧ください。

日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	7件
	筆数	33筆
	面積	17,664.00㎡
所有権移転	件数	2件
	筆数	2筆
	面積	634.00㎡

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、16ページをご覧ください。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田	381㎡
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転	贈与		

整理番号2	所有権を移転する農用地	*****	畑	253㎡
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転	贈与		

本件につきましては利用権貸借の14ページ整理番号2に\*\*\*\*\*から\*\*\*\*\*への使用貸借権設定がなされております。

通常、農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条において、譲受人が自ら耕作することが要件とされておりますが、同条第3項第2号ただし書きで農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が当該農地所有適格法人に当該土地について利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を受ける場合は、この限りでないとされていることから、このような取り扱いとされています。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号農用地利用集積計画の決定について、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## その他

事務局（桑原主任）

- ・全国農業新聞について

事務局（松井事務局長）

- ・食育出前事業ぬか釜の実施について
- ・認定農業者会との意見交換会の実施について

議 長（上村会長）

本日提案の報告並びに議案、それぞれの事項につきましては慎重審議をいただきまして、これを持ちまして終了いたします。

（時刻は14時20分）

上記会議の内容は、令和3年度第5回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---